

平成19年(2007年)6月8日

横須賀市長 蒲谷亮一様

横須賀市情報公開審査会

委員長 原田一明

公文書の部分公開決定に関する異議申立てについて(答申)

平成18年3月24日付横南処第12号で諮問された公文書部分公開決定に関する異議申立てについて、次のとおり答申する。

1 審査会の結論

横須賀市長(以下「実施機関」という。)が「南処理工場に解体木材を搬入している企業名及び搬入量のリスト(平成16年度分)」について、平成17年12月27日付横南処第11号により部分公開とした決定において、非公開とした企業名のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(平成9年法律第85号)12条7項に定める多量排出事業者、産業廃棄物処理施設を有する事業者の名称は公開すべきである。また、市域を超えて活動している事業者の名称についても、実施機関は、その活動の実態をふまえたうえでできる限り公開すべきである。

2 本件の異議申立ての対象とされた公文書

南処理工場に解体木材を搬入している企業名及び搬入量のリスト(平成16年度分)(以下「本件文書」という。)

3 異議申立ての趣旨

異議申立人(以下「申立人」という。)は、実施機関が情報公開条例(平成13年横須賀市条例第4号。以下「条例」という。)7条2号アの規定に基づき部分公開とした決定(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるというものである。

4 異議申立ての経緯

(1) 平成17年12月13日、申立人は、条例10条1項の規定に基づき実施機関に対し、本件文書について公文書公開請求を行った。

- (2) 同年12月27日、実施機関は、本件文書のうち企業名が条例7条2号アに該当するとして部分公開決定を行い、その理由を記して申立人あて通知した。その理由は次のとおりであった。

「本件文書は、搬入された解体木材の量と企業名が一体となったものであり、これは当該各企業の営業実績と密接にかかわるものであることから、これら（企業名）を公開した場合、当該各法人の正当な利害を害するおそれがあるため。」

- (3) 平成18年2月22日、申立人は、上記決定に不服があるとして、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）6条に基づき実施機関へ異議申立書を提出した。

## 5 両者の主張

### (1) 申立人の主張

申立人が、平成18年2月22日提出の「異議申立書」、同年5月2日提出の「諾否決定理由説明書に対する意見書」及び同年10月25日の当審査会に対する「口頭意見陳述」により主張した内容は、次のように要約することができる。

南処理工場公害防止協定について

昭和58年3月に横須賀市と久里浜町内会の間で締結された横須賀市南部清掃工場公害防止協定（以下「協定」という。）4条1項1号において、「焼却対象ゴミは横須賀市内で発生した産業廃棄物を除く可燃ゴミとする。」と規定されている。しかし、南処理工場（平成9年4月名称変更。以下「本件工場」という。）における解体木材の受け入れの現状においては、実施機関は、横須賀市内のゴミであることの確認が十分なされていないことを認めており、また、解体業等の建設業者が搬入する解体木材は産業廃棄物であるため、協定に違反しているものである。そのため、実施機関に対して協定違反の状況を一刻も早く解消してほしいと依頼しているが進展していないのが現状である。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）によると建設業に係わる解体木材は全て産業廃棄物であるとされており、これを搬入している事業者の名称が公開されることで、本件工場に搬入している事業者（以下「搬入事業者」という。）が建設業者か否かが明確になる。公開されない場合は市民の側から搬入業者の受け入れは不可と主張するだけでは、実施機関はそれを聞き流して実行してもらえないおそれがある。そのため、実施機関に対して搬入事業者のうち建設業者の受け入れは不可であると明確に主張してもらいたいと思っている。

協定14条により設置されている南処理工場運営協議会(以下「協議会」という。)においても、実施機関は搬入事業者の名称を明らかにしていないが、搬入事業者の中には解体業者が含まれている旨回答している。しかし、搬入事業者名が公開されないことには議論が進まないと考えている。

なお、実施機関は、諾否決定理由説明書の中で、協議会において産業廃棄物の受け入れについての協議がなされた旨の説明をするが、協議会議事録にはそのような記述はない。

#### 条例7条2号アの該当性について

本件処分において公開された情報により、平成16年度の本件工場への搬入総量は7,874トンと算出でき、これを搬入事業者数で割ると1搬入事業者当たりの月間平均搬入量は約4トンとなる。実施機関は、本件工場への搬入上限を1搬入事業者あたり月間15トンまでと規制し、その費用は1トン当たり15,000円であるため、搬入事業者が要する平均搬入費用は60,000円であり、また、最高でも225,000円であることがわかる。このように、搬入にかかる費用はわずかな金額であり、これが「各企業の営業実績と密接にかかわるもの」として企業名を非公開としたのは、あまりにも社会通念からかけ離れたもので全く正当性がないものである。

また、廃棄物処理法12条7項に規定される多量排出事業者の産業廃棄物処理計画及び実施状況の報告書は、同条8項に基づき、市において1年間縦覧に供される。よって、多量の廃棄物を排出する事業者名と解体木材の量の関係が縦覧されているのは、おそらくこのような情報を公表しても事業者の経営状況には支障は生じないものとして制度化されているものと思われる。

したがって、実施機関は、本件文書には小規模事業者と思われる企業名が多数記載されていると説明しているが、搬入事業者名を公開しないという理由はないのではないかと考える。

#### 条例7条2号本文括弧書きの該当性について

解体木材の焼却によって平成16年度の本件工場から発生する排ガス量は約3,900m<sup>3</sup>であり、この中の何万種類の有害物質が本件工場周辺住民に降下されている。

また、解体木材からCCA(防腐剤)処理木材を除去することは至難であり、これは平成10年頃から使用されてはいないものであるがその有毒性が知られている。本件工場における解体木材の焼却はすみやかに停止されることを願うもので

ある。

## (2) 実施機関の説明

実施機関が、平成18年4月13日提出の「諾否決定理由説明書」、同年9月22日及び平成19年1月26日の当審査会に対する「口頭説明」において主張した内容は、次のように要約することができる。

### 本件文書の特性について

本件文書は、廃棄物の搬入状況を把握し、廃棄物の減量化や施設の適正な運転に資する目的で作成した資料であり、公開することを前提に作成したものではない。このため、年度毎に記載内容の整理を施していないため、過去に搬入実績があったことにより、近年搬入していないにもかかわらず事業者名が記載されている部分もある。

### 南処理工場公害防止協定について

本件工場の運転に当たっては、地元久里浜町内会と協定を締結している。協定では、焼却対象ごみを「市内で発生した産業廃棄物を除く可燃ゴミ」としている。特に木くずは一般廃棄物と産業廃棄物があり、建設業など特定の業種から排出される木くずは産業廃棄物となるが、その他の業種から排出される木くずは一般廃棄物に該当する。本件工場では、木くずを稼働時から焼却してきている。協議会に対しては、過去、本件工場への産業廃棄物搬入量の規制について報告をしており、その後も協議してきたが協定との関連についての議論はなかった。しかし、最近ごみ処理広域化計画や三浦市からの廃棄物焼却依頼について報告したのをきっかけとして、産業廃棄物の焼却について協定に抵触している状態を解消することが求められるようになった。

なお、申立人が本件文書の搬入事業者名が公開されないと、協議会における協議が進められないと主張しているが、実施機関としてはその主張が理解できないところである。

### 条例7条2号アの該当性について

本件工場への木くずの搬入は、その多くが市内の大工等の個人事業主、小規模な工務店、解体業者等であり、事業活動によって発生した廃棄物の大部分が本件工場に搬入されている。木くずは、建物の増改築工事の際発生するが、工事期間中平均して搬入されるわけではなく、解体時と工事終了時に集中して搬入される。また、床面積1m<sup>2</sup>あたりの解体時に発生する廃材量や建設時に発生する木くず

の量については、統計的な数量が公表されており、その量から工事の規模を推測することができる。

本件文書には、搬入 1 回あたりの木くずの量と搬入回数が記載されており、非公開とした事業者名が公開されると、小規模事業者が多いことから、過去からの搬入量を追跡していくことで、搬入事業者の年間の工事受注件数及び受注規模が容易に推測でき、経営状況が把握可能となると考えられる。廃棄物の処理単価は公表されているものであり、部分的ではあるが、取引における原価額の基礎を算定することができ、取引価格に影響を及ぼすおそれがある。

なお、本件文書が公開されれば、情報が多方面に渡って行くと考えており、本件文書がどのような形で使用されるか予想できないことに懸念を抱いている。そのため、現在、市に向けられている産業廃棄物の搬入は協定違反であり受け入れることができないとする旨の批判が、搬入事業者に向けられる可能性もあると考えられる。

条例 7 条 2 号本文括弧書きの該当性について

本件工場に設置されている 3 基の廃棄物焼却炉は、廃棄物処理法及びダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）の改正に伴う規制の強化に対応し、改造を適切に行っており、ダイオキシン対策工事も平成 14 年度までに全て完了している。煙突からの排ガス分析結果は、大気汚染防止法に定められた基準より厳しい基準値である協定値をはるかに下回っている。申立人が主張する排ガス中に含まれる数万種を超える有害物質の健康被害については、その大半の微量有害物質の分析方法が未だ確立されておらず、測定事例もないのが現状である。こうした状況下で、微量の有害物質に起因する健康被害を議論することは、想像の範囲を超えないものである。なお、防腐剤(CCA)処理されている解体木材の焼却による毒性については、廃棄物学会、日本木材学会等で研究発表がなされている。これらの研究発表では、無処理木材と CCA 処理木材の燃焼毒性には基本的に差異は無い、平成 14 年以降ダイオキシン対応施設であれば、ガス状ヒ素の捕捉は可能であるとの見解が示されている。本件工場では、廃棄物の適正な焼却処分を行っているので、CCA 処理木材の焼却についても支障はないと考えている。以上のことから、条例 7 条 2 号本文括弧書きについては、搬入事業者の名称を公開するほどの公益性はなく該当しないと考える。

## 6 審査会の判断

審査会は、条例に基づき異議申立ての対象となった本件文書について、申立人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### (1) 本件文書の内容について

実施機関の説明によると、本件文書は、廃棄物の搬入状況を把握し廃棄物の減量化や施設の適正な運転に資する目的で作成した資料であること、また、年度毎に記載内容の整理を施していないため、過去に搬入実績があれば近年搬入していなくても事業者名が記載されたままになっている部分もある、とのことである。

また、本件文書の書式は、表題として「産業廃棄物搬入実績(規制対象)」となっており、一覧の項目は、「業者名」「ふりがな」「規制量」「搬入量」「(搬入量の内訳として)1~15」「合計」となっている。本件処分は、これらの項目のうち「業者名」及び「ふりがな」の部分为非公開としたものである。本件文書の公開部分の記載内容を確認すると、搬入量が多い事業者、少ない事業者及び実績がない事業者が含まれていることがわかる。現在搬入実績のない事業者とは、上記の実施機関の説明によれば、過去に搬入実績があったが近年搬入していない事業者をいうことになる。

なお、公開部分の情報により平成16年度の本件工場における産業廃棄物の全搬入量を確認することができる。

### (2) 条例7条2号アの該当性について

実施機関は、本件文書に記載されている事業者の名称を公開した場合、当該事業者の正当な利益を害するおそれがあるとし、条例7条2号アを適用しているので、以下、この点について検討する。

#### 廃棄物の搬入量と経営状況の把握

実施機関は、廃棄物の搬入量に関して、床面積1㎡あたりの解体時に発生する廃材量や建設時に発生する木くずの量については統計的な数量が公表されており((財)建設物価調査会の建設物価等の調査結果、(社)全国解体工事業団体連合会の手引き等)その量から工事の規模及び受注件数を推測できるものと説明している。また、本件文書が年度ごとにすべて公開された場合に、過去からの搬入量を追跡していくことで事業者の年間の工事受注件数及び受注規模が容易に推測でき経営状況の把握が可能になると述べている。

しかしながら、本件工場に廃棄物を搬入できる事業者は必ずしも市内の事業者

に限られず、市内で解体等された廃材であれば市外の事業者であっても搬入は可能になっている。逆に市内の事業者が市外で事業活動をした場合には、その解体木材等は市外の処理場に持ち込まれることになる。

したがって、実施機関が主張するように、搬入量によって事業者の年間の工事受注件数及び受注規模が容易に推測でき、事業活動の実態にかかわらず経営状況の把握が可能になるとの理由は、すべての事業者に妥当するものとは言えない。ただし、主に市内だけで事業活動をしている事業者に関してはおおよその事業実績が推測されることから、ある程度経営状況を把握することが可能になり、本件文書が年度ごとにすべて公開された場合にはさらにその経営状況は明確になるものと考えられる。また、上記の事業者の事業実績については、その公表を義務付けるような制度もないことから、原則として事業者の同意がない限りその内部情報として保護されるべきものとするのが適当である。一方で、市域を超えて活動する事業者については、本件工場への搬入量が把握されたとしても直ちに当該事業者の経営状況が把握できるということにはならず、その正当な利益を害するということもできない。

#### 廃棄物処理法に基づく多量排出事業者の公表制度

廃棄物処理法12条7項に規定される多量排出事業者（前年度1,000トン以上排出した事業者）は、同条8項により産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を都道府県知事（保健所設置市においては市長）に報告しなければならないが、同条9項によりその実施の状況が公表されることとなっている。これは、事業者の自主的な取組を推進するとともに、これを通じて減量等を推進することを趣旨としている。大気汚染などにより環境に負荷をかけているのは、企業活動によるものが大きな要因となっているため、このような措置がとられているものと考えられる。よって、本件文書において非公開とされた企業名のうち多量排出事業者に該当する事業者があればこれを公開すべきである。

また、神奈川県では産業廃棄物処理業者のうち産業廃棄物処理施設を有する業者名を一覧にして公表している。このことから本件文書に係る排出事業者のなかに前記一覧で公表されている事業者が含まれている場合には、多量排出事業者に準じて考えるのが相当である。

#### （3）条例7条2号本文括弧書きの該当性について

次いで、申立人は本件工場から有害物質が本件工場周辺に降下されていると主

張していることから、条例7条2号本文に該当する情報であっても、同条2号本文括弧書きに基づいて、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するために公開することが必要であるか否かについても検討を加える。

この点、実施機関は、本件工場に設置されている3基の廃棄物焼却炉は、廃棄物処理法及びダイオキシン類対策特別措置法の改正に伴う規制の強化に対応し改造を適切に行っていると説明する。さらに、実施機関は、煙突からの排ガス分析結果は大気汚染防止法に定められた基準より厳しい基準値である協定値をはるかに下回っているとし、条例7条2号本文括弧書きを適用し事業名を公開するほどの公益性はないと主張する。

また、本件工場の焼却対象物に関し、昭和58年3月30日に横須賀市と久里浜町内会との間で締結された協定によると、産業廃棄物が除かれているが、何が産業廃棄物に該当するかについては、法令改正の経緯がある。特に建物の解体時に発生する木くずについては、廃棄物処理法施行令2条2号において、昭和58年4月26日政令第95号（昭和59年4月1日施行）により、「建設業に係るもの（工作物の除去に伴って生じたものに限る。）」が加わり、さらに平成9年12月10日政令第353号（平成10年6月17日施行）により、「建設業に係るもの（工作物の新築、改築に伴って生じたものに限る。）」が木くずの定義に追加されている。したがって、協定締結時には、建設業に係る木くずは産業廃棄物ではなかったが、その後の法令改正により産業廃棄物に該当するものとなったという経緯が認められる。

しかし、建設業に係る木くずが産業廃棄物に該当するとしても、審査会の求めに応じて実施機関から提出された「南処理工場ばい煙等の測定結果一覧表」によれば、過去8年分の平均値は大気汚染防止法、神奈川県条例及び協定の基準値を下回っていることが認められる。

したがって、申立人の主張には、条例7条2号本文括弧書きに該当するような人の生命、身体又は健康に対する危害を及ぼす可能性又は緊急性を認めることはできない。

以上により、実施機関が本件処分において、非公開とした企業名のうち、廃棄物処理法12条7項に定める多量排出事業者、産業廃棄物処理施設を有する事業者の名称は公開すべきである。また、市域を超えて活動している事業者の名称については、実施機関において、その活動の実態をふまえたうえでできる限り公開すべきである。



以上、審査会の結論に記載のとおり答申する。

横須賀市情報公開審査会

委員長 原田 一 明

委員 三浦 大 介

委員 遠藤 正 敏

委員 木村 キ 又 子

委員 千賀 重 義

審査会の経過

年 月 日	処 理 等 の 内 容
平成18年2月22日	・異議申立ての提起
平成18年3月24日	・横須賀市長からの諮問<環境部南処理工場>
平成18年4月13日	・実施機関から「諾否決定理由説明書」の受理
平成18年5月2日	・異議申立人から「諾否決定理由説明書に対する意見書」の受理
平成18年5月29日	・審議
平成18年9月22日	・実施機関からの口頭説明聴取
平成18年10月25日	・異議申立人からの口頭意見陳述
平成18年11月29日	・審議
平成18年12月21日	・審議
平成19年1月26日	・実施機関から「諾否決定理由補充説明書」の受理 ・実施機関からの口頭説明聴取（2回目）
平成19年2月23日	・審議
平成19年3月19日	・審議
平成19年4月16日	・審議
平成19年5月21日	・審議